**別表第四**（第十六条関係）

㈠　一般の服制

イ　通常服等の服制

| | | |
|---|---|---|
| ［略］ | | |
| 短靴 | 黒色の革製とし、形状は、図のとおりとする。 | |
| ［略］ | | |
| 備考　空曹候補者き章は、防衛大臣の定めるところに従い、それぞれ甲又は乙を着装するものとする。 | | |

ロ　［略］

㈡　［略］

図

航空自衛官服制の形状及び寸法

数字は、寸法を示し、単位はミリメートルとする。

㈠　一般の服制

イ　通常服等の服制

短靴



第二種編上靴



**別表第四**（第十六条関係）

㈠　一般の服制

イ　通常服等の服制

| | | |
|---|---|---|
| ［同上］ | | |
| 短靴 | 別表第二㈠イの短靴と同じとする。 | |
| ［同上］ | | |
| 備考　空曹候補者き章は、防衛大臣の定める空曹候補者たる自衛官にあつては甲を、それ以外の空曹候補者たる自衛官にあつては乙を着装するものとする。 | | |

ロ　［同上］

㈡　［同上］

図

航空自衛官服制の形状及び寸法

数字は、寸法を示し、単位はミリメートルとする。

㈠　一般の服制

イ　通常服等の服制

第二種編上靴

